

事業の目的

第1条

株式会社プロケアが、開設するグループホーム桜並木(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)は、要支援2、要介護者であって認知症の状態にある者に対し、適切な(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

運営の方針

第2条

事業所の介護従事者は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の名称及び住所地

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム 桜並木
- (2) 所在地 広島県福山市西深津町6丁目6番10号

従業者の職種、員数及び職務内容

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名以上
計画作成者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する。
- (3) 介護員 15名以上

介護員は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供する。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用定員

第5条

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用定員は、18名とする。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容

第6条

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴・排泄・食事等の介護
- (2) その他、日常生活上の世話

利用料その他の費用の額

第7条 1

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 その他の費用(基準省令第162条 第3項の規定に基づき支払いを受ける費用)は、別紙明細によるものとする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印をうけることとする。

入居に当たっての留意事項

第8条 利用者は、入居にあたって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者は、別に定める入居者心得を理解し、円滑な設備の利用を心掛ける。
- (2) 利用者は、他の入居者のプライバシーに十分に注意する。
- (3) 夜間の音響機器の利用は、他の利用者の迷惑とならないようにする。

非常災害対策

第9条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救助訓練を行う。

その他運営に関する重要事項

第11条 事業所は、介護員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 断続研修 年2回
 - (3) その他の研修 随時
- 2 従業者は、業務上知り得た情報の秘密を厳守する。
 - 3 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社ブロケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成19年8月1日より施行する。

平成23年4月1日より施行する。

平成25年4月1日より施行する。

平成25年5月1日より施行する。

平成26年4月1日より施行する。

平成27年4月1日より施行する。

平成28年4月1日より施行する。

平成29年4月1日より施行する。

平成30年4月1日より施行する。

2018年10月1日より施行する。

2019年4月1日より施行する。

2019年5月1日より施行する。

2019年6月1日より施行する。

2022年4月1日より施行する。